

2
4
175

立正安國論和注

下

大僧正三村日修大題辭
僧都本間海解師校閱

權僧都谷海淑師註釋

立正安國論和注

東京 千鍾房藏



立正安國論和註下

1590/24

小苾芻 海淑 註釋

此よりの第六段めりて客の勘状の進否を亂して主人の僭上を詰り主人の謗法ふの苛責を加へ福ばあふぬ由を示して既ふ兩寺の勘状をば上奏せられけり

客聊々和みひて曰く未だ淵底を究めざれども數其趣を

知る但し花洛より柳營ふ至るはで釋門ふ樞捷有り佛

家小棟梁有り然れども未だ勘状を進らせば上奏あり

及ばず汝賤き身成以て輒く莠言を吐く其義餘り有り

其理謂れ無し

花洛より京都を謂ひ柳營より將軍の居る處即ち鎌

大僧正三村日修大題辭
僧都本間海解師校閱

權僧都谷海淑師註釋

立正安國論和注

東京千鐘房藏



立正安國論和註下

小苾芻海淑註釋



1590/24

此よりの第六段めりて客の勘状の進否を亂して主人の僭上を詰り主人の謗法ふの苛責を加へるはあ
らぬ由を示して既ふ兩寺の勘状をば上奏せられけ
るをいひて儀を述べたるなり

客聊の和ひて曰く未だ淵底を究めざれども數其趣を
知る但し花洛より柳營ふ至るはで釋門ふ樞捷有り佛

家小棟梁有り然れども未だ勘状を進らせば上奏も
及ばず汝賤き身成以て輒く莠言を吐く其義餘り有り
其理謂れ無し

花洛といふ京都を謂ひ柳營といふ將軍の居る處即ち鎌

立正安國論和註

倉を指すあり前漢の孝文帝の時ふ周亞夫といへる者將軍ふ任せられたる軍を細柳といへる處ふ屯せらるる所の此よりきて柙營を將軍の通稱とせり○樞の門の扉の樞めして鍵の門あり釋門といひ故ふ樞鍵といひ僧家といひ故ふ棟梁といひて文を華やかめたるまでめて其意の唯樞棟棟梁の肝要ある義を借て以て名僧學匠ふ比へ給ふあり○文章を綴て進むるを勅狀と言ひ言語を以て訴ふるを上奏と言ふ○莠ははらりと訓む孟子ふ云く孔子の似て非ある者を惡む莠を惡む其苗を亂るるを恐るれば也と今客吾祖の言を尤らしければとも惡むと斥けて莠言を吐くといへる也○餘は有りといふ餘は餘殘の

義めして未だ其義の盡さざるを謂ふあり○文の意の旅客已ふ丁寧親切ある教示被るて粗佛教權實の格式及び念佛謗法の所由を辨へけるが故も今其憤怒も少く解けぬ故も聊か面を和ひて曰へる未だ底意すべからねども度々の教示も依て粗念佛の國の趣を意得るより併あつて京都も鎌倉も名僧學匠の多く在せども此等の聖は未だ曾て汝が如く我法然上人をば邪僧とあて選擇集をば災難の根源と謂て以て政府へ上書せられたるものあり然るも汝の何あれば斯くのや志き身の上みて何ぞあつて輕々あて惡言を吐ひて上書せんと企るや汝の論の尤のやうめ聞らぬれども其義

理つらざる所あつて甚と謂れあきとあるが故に
宜く差し控へて然るべきぞとあり

主人の曰く予少量なりと雖ども忝あくも大乘を學ぶ
蒼蠅驥尾み附て万里を渡り碧蘿松頭み懸りて千尋を

延ぶ弟子一佛の子と生れて諸経の王み事まつる何ぞ
佛法の衰微を見て心情の哀惜を起さばらんや

少量とい器量の少分あるを以て此の客の汝賤き身
を以てと毀きさす逆らひずあて予の如何めも少器

ありと謙下し給ふ也又次み蒼蠅といみも碧蘿とい
婦も亦皆謙遜の辭めりて以て御自身み比し驥尾と

松頭とい以て大乘み比さすも也蒼蠅のあをを以
と訓す驥の一日み千里を走る名馬也後漢書の列傳

み云く蒼蠅の飛ぶとい數歩み過ぎざれば即し驥
尾み託れば以て群み絶るをいと得と又碧蘿のあをを

きつと訓す詩み蕙と女蘿と松栢み施りといへり
千尋とい八尺を一尋といふ○弟子とい吾祖自を指

てのこまふあり一佛とい釋尊を以て經み云く今此
三界の皆是我有あり其中の衆生の悉く是吾子あり

と是也經王とい法華を謂ふ經み云く諸経の中の王
みして最も爲れ第一ありと是也○哀惜とい所謂我

不愛身命但惜無上道と同一意也梵網經み云く若し
佛戒を受る者の應み佛戒を護ると一子を念ふが如

らぬ若し父母み事はつるが如くみすべし外道惡人の
惡言を以て佛戒を謗ると然聞く時ハ三百の鋒をり

つて心を刺され千の刀萬の杖をもちて其身を打ち
拍するると等しくして異あると有ると無きが如く
せよと上○文の意は予の實み身賤く器量小ありと
雖ども忝あくも大乘經を學びて心み既み佛の本懷
を辨へぬれば彼選擇の爲み惑をされて同く謗法
陥るといひあきを之を譬へ蒼蠅の賤き蟲みして其飛
がと纒み數歩み過ぎざれども若し驥馬の尾み附く
と能く萬里の遠きみ至り碧蘿へ微艸みして徒
み地み蔓れども若し松樹の頭み懸ると能く千
尋の高きみ延ぶるとを得るが如し予弟子苟くも釋迦
佛の子と生れてあどか孝の心ありん法華經の王
小事へてあど忠の情ありん然らば則ち今何ぞ

彼法然が選擇み由て佛日の光微み經王の威衰へ
るを見あぐら之を哀み惜とわよの心情を起さ
やいある處を設ひ湯鑊み烹らるるを設ひ刀刃み
刺さるるを开ひ予が敢て辭する所み何らず予の飽
まむ上奏を圖て以て佛恩を報ト以て國恩を報せん
欲するぞとあり

其上涅槃經み云く若志善比丘あつて法を壞らん者
見て置て呵責し駭遣し舉處せずんば當み知るべし是
人の佛法の中の怨あり若し能く駭遣し呵責し舉處せ
ば是れ我弟子眞の聲聞也と余善比丘の身爲らずと雖
ども佛法中怨の責を遁ねんが爲み唯大綱を撮て粗一
端を示す

涅槃の南本長壽品の文也北本の壽命品不出づ
遺とへ處を逐ひ出す也舉處とへ鷹峯群譚ふ云く是
其罪を糾舉處斷の義みして俗罪の輕重を判斷す
と言が如しと○章安大師の疏ふ云く毀禁を治めず
佛法を壞亂するん佛法の中の怨あり
んともせず佛法の親むは佛の怨あり
と慈無くあて詐親むは佛の怨あり
て墮獄の其謝法を救ひさせん
治せん者は是護法の嚴聞ふ親あり
が爲ふ惡を除く即ち是彼が親あり
の糾すも其謝法は眞の佛弟あり
能く破法者を見彼糾

人の親とあり又吾祖成佛用心抄ふ亦此涅槃の文
を引き畢て乃ち曰はく此文の中見壞法者の見と
置不可責の置と能々心腑み染む可き也法華經の敵
を見をのり置てせめすん師檀とも無間地獄の
疑かか多し南岳大師の云く與諸惡人俱墮地獄云
惡人共と共に己も亦之を治す
意のありのあす涅槃經あ若善比丘何んて
他の佛法を壞らん者を見ても猶开を捨て置て之を
訶責志逐ひ拂ひ其罪を糾断めらふとき當み知
るべ志是人の取てもあはる我佛法中の怨敵み
て且彼破法の人の爲も亦是怨敵あるを然きども
若く能く破法の者み對治を加ふるべ則ち是真

ふ我弟子聲聞ありて亦且彼人の慈親ありて誠め
かき給ひぬ余の今敢て善比丘の身めを當らねども
苟も佛弟子の一分あれば亦佛法中怨の責を遁ねん
がごめぬ數法然が謗法を責るあれ敢て其人を惡む
めを何らぬの然るに上來示す所の唯佛教の大要
を撮て聊か其一端を教ふるの若く充分示さん
とにき一朝夕の能く談得べきふ何らぬぞとあり
其上去ぬる元仁年中延曆興福兩寺より度々奏聞を經
て敕宣御教書を申下し法然が選擇の印板を大講堂
み取り上げ三世の佛恩を報せんが爲ふ之を焼失せし
め法然が墓所ふ於ての感神院の狀神人み仰せ付て破
却せしむ其門弟隆寛聖光成覺薩生等の遠國ふ配流せ

られ其後未と御勘氣を許さぬす豈未と勘狀を進らせ
ずと云はん也

元仁の八十六代後堀川天皇の年號也此年二
年嘉祿と改元す叔嚴み專修念佛を禁せしむと凡
五度なり而るに今持み元仁を指し給ふ者の嘉祿年
中み別志て節々糾明ありて選擇の印板を燒き棄て
然公の墓を發き其骸骨を鴨川へ流刑み處せられ
しも實み此年あるを以ての故也○延曆寺へ上み出
づ興福寺の元明天皇の朝三代和銅三年三月贈太
政大臣藤原の不比等鎌足の建つる所ありて大
和の平城ふ在り而して其大殿み安置志まつる丈六
の釋迦佛の像ハ則ち大織冠鎌足の造る所也といふ

○兩寺の奏狀及び勅宣御教書等ハ吾祖別み録内三
 十六念佛者追放宣言篇を編で詳かみ之を載せ給へ
 ども文繁きが故み之を録さば然るに該宣言篇ハ今
 の文と相關するを少くも家ハ故み宜く就て拜讀
 すべきあり又天子よりする者を教宣といひ將軍よ
 りくる者を御教書といふ也又然公存生の時既み山
 門の訴み驚ひて誓文成作て之を謝び其後後鳥羽
 上皇の逆鱗み觸れて藤井元彦の名を命おて還俗せ
 しめ遂み流罪み處せられりとも共具み法然傳の七
 み見へたり乃ち云く元久元年の冬山門大講堂の庭
 座主大僧正眞性會合して專修念佛を停止すべきよ
 座主大僧正眞性訴へ申けり其後法然七箇條の起請

文を認め門徒の宿老八十餘人の連署めて山門の座
 主へ陳謝せり同く三年の十二月後鳥羽院熊野臨幸
 の砌法然門徒の住蓮安樂等鹿谷みして別時念佛を
 始めけるに御所の御留主の女房出家の事何ぞ成
 還幸の後逆鱗ありて翌年建永二年二月九日六條河
 原み於て住蓮安樂を死罪み行われ師匠の法然をも
 度縁を召し得度牒を取り俗名を下されて遠流の科
 み定めらる彼宣下の狀み云く

太政官符

土佐國司

流人藤井元彦
 使左衛門府生清原武次二徒
 門部二人
 徒各一人

右流人元彦を領送の爲ふ件等の人をさきて發遣件
の如し

建永二年二月廿八日

右大史中原朝臣判

右少辨藤原朝臣へ

同く三月十六日法然華洛を出で月末の比讚岐の國
子松の庄ふれあつき給ひふけり
死後凡廿八年延應二年の山門の奏狀ふ云く是を以
て邪師然公を存生の昔へ永く罪條み沈み滅後の今
ハ亦屍骨を刎ねらる其徒住蓮安樂ハ死を原野み賜
ひ成覺薩生ハ刑を遠流み蒙る此現罰を以て其後報
を察す可しと此中み存生の昔へ永く罪條み沈むこと
以へば然公生涯み赦免を蒙らるるに似たり勿論前

めと記すが如く元亨釋書み建曆元年赦免み値へ
る由み見ゆれども此ハ徒 順徳天皇御即位はるく
て天下み大赦を行ひ給ひし依て然公も亦其朝恩
み預らねけると成謂ふ者みて特別み赦免を受け
られらるるめを何らざる歎蓋し吾祖の如く特み赦免
を受け親り其狀を帶て再び鎌倉み還り大法の螺を
吹き大法の鼓を撃て屈せず撓はる以て大み天下み
唱導志とほひしが如きめを何らざるあるべし況
や設ひ特赦み預られしとするも猶死後み至て其墓
所を撥掘せられ其死骸を流罪みせられらるるも何
を以ての故み未だ御勘氣を許されずと遊をせしな
るを慮し○然公の墓ハ東山の大谷み在り感神院とハ

即ち祇園の院號めして本と叡山の末寺也大神人
の祇園の召使の者めして常めん沓又ハ弩弦を作
業とあり祭禮の時めハ輒ち神輿を昇く者也俗
を立つめさうといつるを○長樂寺の隆寛多念義
を立つ聖光ハ鎮西筑後の本願あり成覺房幸西一
義を立つ此外ハ善慧房證空即ち西山あり覺明房長
西諸行本願義を立つ此二師を前の三師ハ加へて之
を然公の五人の上足とする由あり此等諸師の傳ハ
浄土源流及び法然傳等の書ハ出されどもあげま
故ふ之を録せず又薩生ハ聖光の門人滿願とい
人あり先師も申あられり○文の意ハ汝ハ今
嘗て勘狀を進りせし者のあきよしハ申せども左ハ

ハ何らハ既ハ延曆興福の両寺より度々奏聞を経て
朝廷よりハ敕宣を賜ひ幕府よりハ御教書を下して
專修念佛を停止せしめ何はづさハ彼師弟共ハ各其
刑罰ハ處せられ其後未だ御勘氣の沙汰も之あり何
ぞ未だ勘狀を進らせずといふ處まがとあり以上第
六段此ハ畢ふ○次ハ第七段ハ志めて問ハ災難對治の
方術を求め答ハ涅槃等を引て謗人を治罰すべき旨
城示志たすふなり

客則ち和ひて曰く經を下志僧を謗ると一人として論
志難ハ然れども大乘經六百三十七部二千八百十三
卷竝ハ一切の諸佛菩薩及び諸の世天等を以て捨閉閣
抛の四字ハ載す其詞勿論也其文顯然也此瑕瑾を守て

其誹謗を成す迷て言ふ歟覺て語る歟賢愚辨とす是非
定免難

瑕ハ瘻と同志玉ハ瘻あるを瑕といふ也瑾ハ説文ハ
美玉也といへり言ふ心ハ選擇の書ハ其美々として
譬ハ猶金玉を鏤めたるが如くあれども唯捨閑閣地
の四字の之が是所謂玉ハ疵とも見つべき者也然る
も何も此を何ぞ疵を何げつゝあて濫ハ上書する
何どの事もあるは下とあり○文の意ハ上来主
人が經釋事實等を舉てねんご後論志給ひ一が故
も旅客も今ハ全く和いで息災の術を求むるに以て
れども猶半信半疑を懷きて曰へりるは諸佛衆經の主
人もあむく我然公を以て諸佛衆經の怨敵也あんど論

給へども其然公が諸經を下志衆僧を誇られ志と
ハ定め何ぞ深き子細のおわはしむとあるはゆけれ
ハ其是非得失の程ハいかも僕一人めてハ確と論
定いし難き事ハ侍る然志あぐら諸佛衆經をハ悉
く捨閑等の四字を以て或ハ之を下志或ハ之を誇ら
れ志といハ勿論隠れもなき事ありて其文詞ハ選擇集
の中ハ於て顯然と志るをわけて侍るあり而るに此捨
閑等の四字ハ是彼金玉の選擇ハ取てハ僅をかりの
瑕あるハ仁者ハ此を守て口罵あくも然公をハ何
ぞあふ誹謗せしむるハ迷て言ひしハ將と覺て語
らるるか僕ハ仁者が賢みして其言是るか抑然
公ハ愚みして其言非あるか敢て辨ち定め難志と也

但一災難の起り選擇ふ因ふの由盛ふ其詞を増ふ彌其
 旨を談ず所詮天下泰平ふ國土安穩あらんとい君臣此
 樂ふ所土民の思ふ所也夫れ國の法に依て昌へ法に人
 小因て貴一國亡び人滅せし佛をば誰か崇むべき法を
 誰か信ず可けん哉先國家を祈て須く佛法を立つる
 一若一災を消去難哉止むる術有らば聞かんと欲す
 文の意に今も申侍るが如く然公の選擇が謗法の書
 ありといつる義の未だ僕あらず一決のこころ侍
 れども開の免はれ角すれ但近年の災難が選擇ふ由
 て起る一との趣に仁者の盛ふ談おとほふ所あるが
 是れ定め見處あるを左言ふ事あんめり所詮世
 間の静けく安らんとて君臣土民の一同ふ樂ふ所

小侍ふあり而るにそれ國人と佛法とい相因て離れ
 ざる義あれば國亡び人滅するの佛法をば崇信すべ
 きやうと之あく侍れば先國家の危き我治めて後小
 佛法をも立つべき道理とて我におぼゆあれ故小若
 夫災難對治の秘術も候つて先之を承わらんあらば
 かくしき処おけつるにあり

主人の曰く余は是れ頑愚にして敢て賢を存せし唯經
 文に就て聊か所存を述ん抑治術の昔内外の間み其文
 幾ぐ多き具ふ舉ぐ可きと難し但し佛道み入て數愚
 案を回らす小謗法の人を禁して正道の侶を重せば國
 中安穩ふ天下泰平あらん
 文の意に今客の迷て言ふかといひ又賢愚辨えずと

以ひけるも逆りば主人自謙遜志て仰せりるも汝が
 申すでもあく余の頑愚めして敢て賢き者といふも
 ま何らで唯經文も從て聊か所存をのべざるまでも
 叔今汝の祿がへる災難對治の旨の廣く内外典の中
 散在志て其文の多きを幾そばくの數とも知ね
 ば并を逐一も舉げつらぬるも誠みかたき事みあ
 但し内典の佛道も入て數思ひめづらきも息災安國
 の術の唯謗法を禁めて正師を重するも在るのこそ
 其證據の次も示すが如しとあり
 即ち涅槃經も云く佛の言はく唯一人を除ひて餘の一
 切も施さば皆讚歎す可し純陀問て言く云何あるを名
 けて唯除一人と爲すや佛の言はく此經の中も説く所

の如き破戒あり純陀復と言さく我今未だ解せず唯願
 くは之を説きたまへ佛純陀も語て言はく破戒とい謂
 く一闡提あり其餘の在所一切も布施せば皆讚歎す可
 し大果報を獲ん純陀復と問ひてはつる一闡提とい
 其義云何ん佛の言はく純陀若し比丘及び比丘尼優婆
 塞優婆夷有て麤惡の言を發し正法を誹謗せん是の重
 業を造て永く改悔せず心も懺悔無からん是の如き等
 の人を名けて一闡提の道も趣向すと爲す若し四重を
 犯し五逆罪を作り自定めて是の如き重事を犯すと知
 れども而も心も初より怖畏懺悔無ありて肯て發露せ
 ず彼正法も於て永く護惜建立の心無く毀訾輕賤志て
 言ふ過咎多うらん是の如き等の人をも亦一闡提の道

小趣向すと名く唯此の如き一闍提の輩を除ひて其餘
小施さば一切讚歎すべし

此より下の廣く經文を引て謗法禁断を證し給ふ也
中み就て今の南本涅槃經第十大衆所問品を引て謗
人ふの布施さむとを禁まじまじし給ふ也
○純陀の天竺舍衛國拘尸那城の人みあて番匠を業
とせる者也即ち佛の此人の家めて御入滅はまませ
しあり○一闍提とい梵語此み不信といふ即ち佛
法を信受せざる者をいふ也○比丘亦梵語此み三義
あり一み怖魔是は人出家さむとを魔王怖る
が故あり二み乞士是上の佛道を乞ふて智慧を増
し下の施食を乞ふて身命を養ふが故也三み破惡

即ち惡業煩惱を破るが故也而して比丘尼の比丘と
唯男女の違まてめて義の則ち同トとあり優婆塞の
此み清信士といひ優婆夷の清信女といふ共み佛道
信受の俗男俗女を謂ふ也○四重とい殺生偷盜邪淫
妄語也十惡の中み此四を尤も重罪とするなり五
逆とい一み父を殺し二み母を殺し三み阿羅
漢を殺し四み和尚僧を破り五み佛の御身より
血を出す也○文の意の佛純陀み告げたまへるや
の唯一人を除ひて其餘の一切の者み供養せば讚め
よと純陀の問ひまするに其一人とい云何か
る者を除きまへるぞや佛言の一人とい破戒の者
あり純陀言さく未だ會得仕らず佛言の破戒とい

一聞提の事あり此者ばかりの除き去て布施をあす
べりら純陀復と問て言さく一聞提とい何ある義
みて侍るぞや佛言りく若し比丘も阿れ比丘尼も
も阿れ又俗男もせよ俗女もせよ悪言を吐て
正法を誹謗志永く改悔の心を起すをたきとの成一
聞提と名らる也又若し四重五逆等の重罪を作り自
も亦惡事を犯せりとい知りあつらも其心於て更
み怖ろしと思ふて懺悔をもとめあく還て其罪惡を
深く包み隠きて肯て發露さるるをなす而して佛の正
法於て絶て之を護り惜み或は之を建立せんと
せせず返て之を毀り輕きめて其言ふ過咎多き者を
も亦一聞提と名らるあれ此者あり必ず布施を為す

べりら唯此輩を除ひて其餘の者も施さばすべし
之を讚歎せよとなり

又云く我往昔を念ふ閻浮提於て大國の王と作て
名を仙豫と曰ひき大乘經典を愛念し敬重す其心純善
あして廣惡嫉吝有ると無し善男子我爾時於て心も
大乘を重志婆羅門の方等と誹謗をもて聞き已て
即時も其命根を断ちぬ善男子是の因縁を以て是れよ
る已來地獄に墮せず
此は北本第十二聖行品の文也而して此と次の文と
の共ふ謗法の者の其命を断つ處きとを示し給ふ也
文も方等といふ大乗の實理を指す者ありて所謂
五時の中は第三時の方等を指すといはざるなり

叔何故ふ大乘の實理を方等といふぞとあれは方等
の方正平等の義めて大乘の實理の方正めて
偏倚となく平等めて差別することなきが故なり○
文の意は佛みづらう過去の因縁を語らせ玉ひらる
の我むらう大國の王と生きて仙豫王といひ一時ふ
大乘經を愛し敬ひ心純善めて苟かをも惡み嫉むと
の何らざりきはつぎへ永き間婆羅門ふ事て何卒
佛法ふ引き入れんと勉めければも曾て我教ふの徒
ので反て我尊重せる大乘方等經を誹謗あけるが故
ふ本意あくも即座ふ婆羅門の命を断ちぬ此一往の
無慈悲あるふ似されども其實の還て深重の慈悲ふ
て何らざり何とわれれば彼等と存生ためて正法を誹

謗するにまかざるに彌後世の罪苦を重ねむ
る道理あるが故あり左れば我の此拆伏を行ひ一因
縁ふ依て以来永く墮獄せしむるあり
又云く如來昔一國王と爲て菩薩道を行ぜし時爾所の
婆羅門の命を断絶した

此と次の文といひ一連の文めて共ふ北本第十六梵
行品の文也而めて此文の意の上の文と同きが故ふ
別ふ註するに及ばず但此文の迦葉菩薩が佛の菩薩
道を行きて慈悲を施し玉ひらるるを難まらざる文
くの婆羅門を殺し玉ひらるるを難まらざる文
ふして佛の答の文の略して引き給はざるあり而
て佛の御答の趣の設ひ是を殺すも殺生といはらざる

あて及て菩薩道の慈悲合ふとれ事ふて其意の上
の註小辨志とる者と大畧かあトれあり因み云く吾
祖御在世の時志をく鎌倉へ迫りて念佛者等の謗法
の者を由比ヶ濱へ引き出志て彼等の頭を刎ねよ謗
法者の寺塔を焼き拂へよあんど痛く諫め給ひ一者
は敢て妄ふ我意をほのりて仰せられあふと何らで
全く此等涅槃經等の金言ふ本づき佛意小法了たま
ふものを知りなす

又云く殺ふ三有り謂く下中上あり下とハ蟻子乃至一
切の畜生なり唯菩薩の示現生の者を除く下殺の因縁
を以て地獄畜生餓鬼小墮ちて具小下の苦を受く何と
以ての故ふ是の諸の畜生小ハ微善根あり是の故ふ殺

す者ハ具小罪報を受く中殺とハ凡夫人より阿那含小
至る處で是を名けて中と爲す是の業因を以て地獄畜
生餓鬼小墮ちて具小中の苦を受く上殺とハ父母乃至
阿羅漢辟支佛畢定の菩薩あり阿鼻大地獄の中小墮つ
善男子若一能く一闍提を殺むと有らん者ハ則ち此三
種の殺の中小墮せ給善男子彼諸の婆羅門等ハ一切皆
是れ一闍提也此

此上一連の文あして三殺罪を以て謗法斷命と較
べ給ふなり而るに往々本經を要略志て之を引き玉
へり○示現生とハ菩薩誓願力の因縁小依て畜生の
形を現したまぬを以ふなり例せば釋尊昔志飢饉の
世小於て化して赤目の大魚となり氣息を閉ちて死

相を示し、まひりるに折ふ。五人の木工ども通り
 合せ之を見て、見れば左あきだふ物ほしく、あもふ折
 ならぬ善き獲物に、持たれ卒取、喰ふて暫く飢を志
 のぎてんと、各斧とて魚肉を斫り、之を喰ひつらぬ
 佛時、ふ誓ひて言ひく、我此因縁を以て来世ふれひて
 先此五人の者を濟度志るさせんと、故に佛成道は
 ます、後此願力を以て先波羅奈國に赴き、鹿野苑に
 して五人の爲に法を説て、之を教化したまひぬ。其五
 人とい、則ち阿若憍陳如、頰鞞跋提、十力迦葉及び拘利
 太子也。事の文句の一、ふ見つら、此因縁を以ての故
 今、設ひ之を殺すと殺罪とい、みらざるなり。故に經
 文、ふ之を除くと、いふなり。○畜生に微少の善根ある

この例に、獼猴の塔を禮して、天に生じ、鵲の四諦を
 轉じて、天に生ぜざるが如く、又惡象の寺に近付て、比丘
 の善を爲せば、天に生じ、惡を爲せば、淵に入る。高ら
 かふ誦出する法門を聽て、遂に慈悲心を生ずる。如
 き類は、是あり。○辟支佛に、此の縁覺といふ、十二因縁
 の理を觀じて覺ることを得るが故あり。又、獨覺とて、
 翻す、是は無佛世に出で、獨飛華落葉等を觀して、無常
 の理を覺るが故なり。○畢定の菩薩に、既不退の位
 を得たまはる者、を以て三不退の位に、已に前ふ之、
 注せり。○文の意に、殺生に上中下の三品ありて、蟻子
 の小蟲を始め、一切の畜生を殺すと、下品とて、凡夫人
 より上那含の果を得る者、を殺すと、中品とて、父母

乃至菩薩等を殺すや上品の殺生より各其罪のみむく
ひて或は三惡趣に墜ちて中下品の苦を受け或は無
間地獄に墜ちて具は上品の苦を受くもなれども唯佛
法不信の闡提をかりはるといふ之を殺すも殺罪とも
あらば結句菩薩道の慈悲を叶へるものなり故に佛
の過去に國王たりとされ婆羅門の命を絶ちて少も
顧み給はざりてあり何とぞ彼婆羅門等へすべ
て皆闡提の類ありて大乘經を信せず返て之を誹
謗せむがゆへぞとあり

仁王經に云く佛波斯匿王に告げしは是の故に諸
の國王に付屬して比丘比丘尼に付屬せず何を以ての
故に王の威力を無ければあり

此の仁王經受持品の文也此文と次の涅槃の一章に
以て正法をば國王に付嘱して謗法の者を對治せし
免給ふと我明し玉ふなり○波斯匿王に佛と同日に
生れ玉ひし人あり佛此王に語らせたまひりて
佛が佛法を以て國王に付嘱して比丘等に付嘱して給
はざる譯は比丘等の微力ありて威勢を有せざるが
故に充分に正法を護持して之を弘通するに能はば
然るに國王の威力を有て能く難化の衆生を化し又
能く貴人を利益し王と譬は大風の草を靡かすが
如きを以ての故ぞとあり

涅槃經に云く今無上の正法を以て諸王大臣宰相及び
四部の衆に付嘱す正法を毀らん者をば大臣四部の衆

應當苦治すべし

此の北本第三壽命品の文也南本の長壽品も出づ而
もて文意の前の仁王も同ト但仁王の特國王も付
も此文の通じて比丘等の四衆も嘱す是其異ある処
あり而るも仁王の嘱累品の中も亦四部の衆も付
もさへ備へず文有り蓋仁王涅槃送ふ王臣四部も付嘱
して各其分も随て謗法を對治せし免さへも也只其
間も自輕重の別あるもの○苦治との痛く謗法を對
治するもさへあり

又云く佛の言つゝ迦葉能く正法を護持する因縁を以
ての故も是の金剛身を成就するも得たり善男子正
法を護持せん者の五戒を受けば威儀を修めばもて切

劍弓箭鉞槩を持つ應

此より以下も引き給ふ所の皆涅槃經第三金剛身品
の文も一て共も刀杖を執て以て謗法の者も降伏
さへまを明もさへあり○金剛身とい常住不壞
の佛體を以も金剛の堅固ももて壞まざる者あるが
故も以て譬とありなり○五戒の不殺生戒不偷盜戒
不邪淫戒不妄語戒不飲酒戒也○文の意も佛迦葉菩
薩を呼びて告げ玉へもゆへ我過去も於て能く正法
を護り持てる因縁も由て今世も是の金剛不壞の佛
身を成就するも得るものも左れば正法を護
持せんとする者の五戒を受るも及ばず威儀を
修むるも及ばず應も武具兵器を執て正法の行者

を守護せむべし其故何となれば濁世末代も惡人原
 の多くして唯我獨戒行を持ち威儀を整ふるも中々
 み彼等を防ぐと難きが故に武器の威を借きて正法
 を護持すべし若し然らば此因縁より由て亦我如く金
 剛不壞の佛體を得べきぞとなり
 又云く若し五戒を受持せん者有らば名けて大乘の人
 と爲すと成得ず五戒を受持せざればと正法を護るを
 爲せば乃ち大乘と名く正法を護る者の應當し刀劍器
 仗を執持す處し刀杖を持つと雖ども我是等を説て名
 けて持戒と曰はん
 此より以下の文前後錯綜し且つ往々要略して引き
 給へり今亦すべて現文の儘み和解するごととなすべ

志但其一連の文より者ハ句點を附して之を
 知らむものこと○文の意ハ設ひ五戒を持たずして
 兵器を携ふるも以て正法を衛護すれば之を破戒と
 曰ハす志て乃ち大乘の行人と名らるごとあり○
 凡兵器を帶るとハ固より佛門ハ許さざる所あり
 て即ち佛梵網經ハ四十八種の輕戒を説て其第十ハ
 畜殺生具の一戒を設けて若し佛子の一切の刀杖弓
 箭矛斧鬪戰の具を畜ふるも成得ざれば等と制さる
 ひぬ而に今反て正法を護らん者ハ刀劍を執持して
 五戒を受けざれば説き給へば此彼已ハ相違ふて佛
 法を護らんと欲せれば卻て破戒ハ似たり必竟此疑
 難を遮せんとおほし玉ふが故に或ハ過去の因縁等

を引て設ひ刀杖を帯びて戒行を持し能く佛
法を守護すねば還て持戒清淨の者と名くと懇
き給ふなり故に吾祖も今亦其煩々たる厭ハす重
々之を引て鄭重を極めしほふなり

又云く善男子過太の世此拘尸那城に佛出世
あり歡喜増益如來と號す佛涅槃の後正法世に住
するも無量億載あり餘の四十年に佛法未だ滅せず爾
時一の持戒の比丘有り名を覺徳と曰ふ爾時多
破戒の比丘有り是の説を作すを聞て皆惡心
刀杖を執持して是の法師を逼む是の時國王名を有
徳と曰ふ是れ事を聞き已て護法の爲の故に即便説法
者の所へ往至して是の破戒の諸の惡比丘と極めて共

小戰鬥し爾時の説法者をして厄害を免るるを得せ
しむ王爾時於て身み刀劍箭槊の瘡を被り體として
完き處芥子許も無し爾時覺徳尋で王を讚めて言
善哉善哉王今眞は是れ正法を護る者あり當來の世に
此身當み無量の法器と爲るべし王是の時於て法を
聞くを得已て心大に歡喜して尋で即ち命終して阿
閼佛の國に生じて彼佛の爲に第一の弟子と作る其王
の將從人民眷屬の戰鬥するも有り者歡喜するも有
り者一切菩提の心を退せず命終して悉く阿閼佛の
國に生ず覺徳比丘卻て後壽終て亦阿閼佛の國に往生
するを得て彼佛の爲に殷聞衆の中第一の弟子と
作る若し正法の盡きんと欲する時何らば應當は是の

如く受持し擁護すべし。迦葉爾時の王者則ち我身是あり。説法の比丘は迦葉佛是あり。迦葉正法を護はん者。是の如き等の無量の果報を得ん。是の因縁を以て我今日ふ於て種々の相を以て自莊嚴し法身不可壞の身を成するを得し。

拘尸那城に即ち釋尊御入滅の處也。○餘の四十年と無量億歳の後の最後の四十年を以ふなり。○第一の弟子といふ章安大師の疏云く王の前ふ生るれは是第一比丘の後ふ生るまは第二ありと又聲聞といふ同疏云く小乘ありは乃ち是大乘ありと。○迦葉佛は迦葉菩薩と異あり。迦葉佛は是過去七佛の中は迦葉波佛の事ありて迦葉菩薩は則ち今の對

告衆童子の迦葉也。○文の意は過去拘尸那城に於て歡喜増益如来と申佛の出世ありしに。此佛の御入滅の後正法の無量億歳も終りおんとあり。最後の四十年の時ふ當て佛法の未だ滅せざる頃ふ覺徳といはる持戒の比丘ありて常ふ經典を説き且諸の比丘に教誡を加へ居りしに。破戒の比丘ども覺徳比丘の教誡を聞て悦ばず。皆惡心を起して各手ふ及物を執り杖を振て覺徳法師を逼め咄嗟之を殺さんとありしに。有徳と申國王有り。此椿事をまゝありめすや不や護法の爲ふ取敢ず覺徳の所ふ駈け付けて破戒の惡僧原を散々ふ打ち惱まし覺徳を九死の中より救ひしに。而るも王も亦身ふ深

瘡淺傷を去りてかみ被りて總身芥子程も傷らぬ處
 ありりねむ今いはや間なく見へ玉ひぬ其時ふ覺
 徳の王を讚めそや志て善哉善哉殿下の今真ふ正法
 を護り給へる者ありてよめを阿闍世がとき御身あれ
 ば來世ふい定めて日出度き御身ふ生れ玉ふめりと
 以りりねむ王の此をきいて喜を名残ふ果てて生
 ひが聽て阿闍佛の國ふ生れて先此佛の最初の弟
 子となり給ひぬ其王の家來眷属の王と力を合せて
 戦ひ者及び王の護法の為ふ忠死あてまひーを見
 て喜と懐き者も亦皆菩提心を失はず志て臨終の
 夕べめと悉く阿闍佛の國ふ生おたり偕覺徳比丘の
 無事ふ世を渡り天年全く盡きて後亦阿闍佛の國ふ

生れて大乘聲聞の中ふ入て此佛の第二の弟子とな
 るぬも正法の滅あんとする時ふ臨で其法を
 護らんと誰も皆斯王の如くふ阿闍世を偕覺
 よ爾時の王といは別人あらで則ち我釋迦牟尼佛の
 前身ありて覺徳比丘の則ち過去の迦葉波佛めて渡
 りせ給ひりるぞや迦葉汝能く記憶せよ護法の者の
 以ん志き果報を得るといふを我今日三十二相八
 十種好等の美あき相好を感し常住不壞の身體を成
 ぜしも唯是護法の因縁ふ由り者ぞとあり
 佛迦葉菩薩ふ告げたまはる是の故ふ護法の優婆塞等
 刀杖を執持志擁護する是の如くす應し善男子我
 涅槃の後濁惡の世ふ國土荒亂志互ふ相ひ鈔掠し人民

飢餓せん爾時ふ多く飢餓の爲の故ふ發心出家するも
の有らん是の如きの人を名けて禿人と爲す是の禿人
の輩正法を護持するを見て駈逐して出さしめ若し殺
ふ若し害せん是の故ふ我今持戒の人ふ諸の白衣の刀
杖を持てる者ふ依て以て伴侶と爲るとを聽す刀杖を
持つと雖ども我是等を説て名けて持戒と曰はん刀杖
杖持つと雖ども命を斷ず應りて上
禿人といふ髪なき杖禿といひ又髪の長うらぎると禿
といふ即ち飢餓の堪ずあて唯糊口の爲ふ出家せし
贗僧といふ世の講禿願の如きも亦此類あり○文の
意を佛重ねて迦葉菩薩ふ告げ給へるやうの護法の
功德の甚大あると已ふ今述るが如し是故ふ在家の

人の武具を執て正法を護ると我前世の於るが如く
すべし我滅後の世も濁り國の亂まんと起ふ人々
互ふ財を鈔め寶を奪ひ飢餓の苦惱めるとの何と
なん爾時の多くの偽似禿頭輩現れ出て持戒の比
丘の正法を護持するを見て开と駈逐ひ又ハ殺害
するを何らん左るを以て我今持戒の比丘の白衣の
刀杖を帶る者ふ依り憑て相ひ伴ふとを聽すあり
而して比丘が刀杖の伴侶とあるも此場合の於てハ
敢て破戒とありざるの事あり其刀杖を持つ人を
も亦持戒とあるの名をなれ但刀杖を持つといへ
ども开ハ只防禦の用の備ふるまでめて濫し惡意を
以て人命を斷ぎるといふすまらきぞとあり此蓋經文

素破戒の比丘を拆伏あはせしめしめられども今
 吾祖の之を轉用あて謗法拆伏の義を取り給ふあり
 問前みん國王の斷命を許さ今白衣の斷命を禁む
 前後各異あるも何ぞや答所被の機既み異みして且
 各主とする処亦別あるが故み能被の禁誡も亦異あ
 るなり問所被の機異なりと何ぞや答前は是國王
 及び菩薩の爲み謗法斷命を許さ玉ふ之を餘人み許
 給ぬみ阿ら今在家の護法の者み只刀杖を
 帶るを許さて其斷命の之を禁トたまふあり問何が
 故み只菩薩と國王とみ許さて餘人み之を許さ
 るや答謗法斷命の唯是菩薩と國王との能する所み
 して聲聞以下の者の堪る処み阿ら益國王の賞罰

の權を握て生殺み自在也菩薩の慈悲を懷て能く已
 と忘れ他を憫之機の善惡を鑑みて善く生殺を施す
 唯聲聞の自利の故專して更み他を憐むとあ
 何を生殺を須るみ堪ん哉故み天台大師梵網疏み云
 く大士の機を見て殺むとを得聲聞の見るも雖ども
 殺すを許さば是菩薩の惡人の大罪を造る者み
 必ず當み墮獄すべきを見て之を殺さ爲み自罪み觸
 るも敢て顧みるとなく以て能く多人の害を救ひた
 らし故み故み妨あし猶仙豫王の殺を行ふが如し
 故み經み云く如來昔國王と爲て菩薩の道を行ふ
 ずみ時み爾所の婆羅門の命を斷絶すと若し餘の白
 衣み在てみ只外難防禦の爲み兵器を備ふるも試許

志すまふまでめて其人命を傷害する曾て之を許さ
 ざるはず而て出家の又此人ふ依て伴侶とあると
 の許志給へども自刀杖を畜ふることを許志給ふに何
 りず即ち梵網經四十八輕戒の中の畜殺生具戒是也
 問有徳も亦是國王めて且惡比丘と戦を合せ其
 人命を害せると何ぞや明あり何ぞ今獨之を以
 て斷命の例とせざるや答然り然りと雖ども有徳王
 の本事の則ち是正法の比丘を守護する義例ありて
 以て一切の白衣ふ教へ玉ふ者也而て彼惡比丘と
 戦ひしが如きの唯覺徳比丘を救つんと欲するの止
 むを得ざるふ出で給へる者めて敢て始より戦を
 以て主と志給へる者めり何ぞざるあり若志夫れ仙

豫王の本事の有徳王の法師守護を主として以て滅後
 の王民も亦同く法師守護を勧めざる者との異なる
 り則ち直み謗法斷命を主として以て國王及び菩薩
 の爲み謗法對治の範戒貽志給ふ者也以て前後主と
 する処各異なるをを知るべし

法華經云く若一人信せず志て此經を毀謗せば則ち
 一切世間の佛種を斷ぜん乃至其人命終して阿鼻獄み
 入らん經記文上

此文前み畧して既み之を引き給へり而るふ今復之
 を引き給ふる前の涅槃論謗法禁斷の義の既み備
 われたるを以て未だ謗罪墮獄の義明かあらず故
 ん又涅槃論續で之を引き以て謗罪の深重ある旨を

明一給ふなり抑法華一切衆生皆成佛道の妙法を
ねば苟く之を毀るとは是義一切世間成佛の種
子を斷むるふ當れり其罪已み輕くらず故み永劫無
間み墮ちて出る期あきなり

夫れ經文顯然より私の詞何を加へん凡法華經の如く
んば大乘經典を謗する者の無量の五逆み勝る故み阿鼻
大城み墮ちて永く出る期無一涅槃經の如くんば設ひ
五逆の供をば許すも謗法の施をば許さば蟻子を殺す
者の必ず三惡道み落つ謗法を禁する者の定めて不退
の位み登る所謂覺徳は是れ迦葉佛あり有徳に則ち釋
迦文也

大乘義章七み云く謗法の重故み五逆み入れず其

れ猶五逆を四重み入れざるが如く輕く五逆の謗法
撰せり輕し故み互に相違ひ五逆の唯他の色身を斷むれ
ども佛種を斷むるに至らば謗法の則ち併せて佛
種をも斷滅す故み謗罪の其重きと無量の五逆み勝
るとする也○文の意は夫れ上來引て示すが如く經
文既み顯かみして敢て私み評するも及はず上み引
ける法華譬喩品の文の如くあらば正法誹謗の罪の
無量の五逆み勝るが故み阿鼻み沉んで永劫出る期
あき即ち同經み一切を具足志切盡きて更み生ト是
の如く展轉志て無數劫み至ると説き給へる是也又
涅槃經の如くたゞば設ひ五逆の罪人み供養するに
成許し玉ふとも謗法の惡人み布施をせしむる之を許

給はず且蟻子を殺す者ハ必ず三惡道ニ落れども
 謗法を斷ずる者ハ殺罪ハ墮ちず去て反て不退の
 位ニ登るとを得彼覺德比丘の正法を護りて迦葉佛
 の位を得有徳國王の惡比丘を斷つて釋迦文の位ニ
 登りたまふが如きは是其證據めて何ぞとあり
 問涅槃經ハ五逆謗法共ニ闡提ニ攝して之ニ布施
 するも戒禁ト給へり然るに今五逆ト謗法トを分て
 五逆ハ布施を許し謗法ハ之を禁すと論ずる者
 ハ經の現文と背くハ似たり如何答蓋謗法を禁ト玉
 佛意の極めて嚴重あるも戒明さんとおぼして今
 假ニ設けて之を論じたまふなり故ニ設て以て辭を
 用ひ給へり然るも五逆ハ唯色身を斷つて佛種を斷

ぜず謗法ハ則ち佛種をも併せて之を斷ず然らば則
 ち五逆ト謗法との輕重ハ較べず去て知る處況や
 涅槃と法華とは是同醍醐の法也直ニ法華の經意を
 以て涅槃の經意を探るも亦當ニ自逆謗輕重の義を
 含むべし故ニ今五逆も供を許し謗法も施を禁
 ずと論じたまふ者ハ直ニ涅槃の元意を探りたまふ
 也敢て經と相違せざるを何とす
 法華涅槃の經教ハ一代五時の肝心也其禁實ハ重也誰
 か歸仰せざらん哉而も謗法の族正道の人を忘れ刺さ
 へ法然の選擇も依て彌愚痴の旨瞽を増す是を以て或
 ハ彼遺體を忍んで木畫の像も露り或ハ其妄説を信
 んて莠言を模り彫り之を海内も弘め之を擲外も翫そ

ぶ仰ぐ所へ則ち其家風施す所へ則ち其門弟あり然る
 間或ハ釋迦の手指を切て彌陀の印相を結び或ハ東方
 如来の鴈宇を改めて西土教主の鵝王を居へ或ハ四
 餘回の如法經を止めて西方浄土の三部經と成す或ハ
 天台大師の講を停めて善導の講と爲す此の如きの羣
 類其れ誠み盡し難し是れ破佛み非ず我是れ破法み非
 ず哉是れ破僧み非ず哉此邪義ハ則ち選擇み依れバ也
 嗟呼悲い哉如来誠諦の禁言み背くと哀れある矣愚侶
 迷惑の麤語み隨ふと早く天下の静謐を思ハバ須く國
 中の謗法を斷すべし矣

此より下の法華涅槃の佛禁み信順志て今の謗法を
 顯し且急で謗法を禁斷すべきと城勸免給ふ也○遺

體を忍ぶとわ然公の徳を慕て其像を刻むを以ふ忍
 ぶとハ戀しと思ふ心の和語あり若し因ふ木像の始
 を示さば身延抄み云く爾時み宇填大王と申る王
 赤梅檀と云ふ木を以て切利天より毗須竭摩天を請
 じて作り奉りける佛切利天へ本佛の御迎み參らせ
 給ひけるも宇填大王の信心深き故也是れ一閻浮
 提み佛を作り奉りける始あれ也○善言み似て惡を
 する者之城莠言と以ふ妄説と以ひ莠言と以ふ共み選
 擇を指す而志て模み彫るとハ之を板み刻むを以ふ
 也○墾ハ郭み同一郭ハ廓也城外を墾と以ふ○釋迦
 の手指を切るとハ唯釋尊を拜すると城止めて専ら
 彌陀み歸するを以ふなり或ハ釋尊の像を彌陀の像

み作り易るともあるは且善光寺の如来も本
 本田善光が所持の難波が堀の釋尊を安置するは
 りて善光寺と號するは中古より彌陀とせざるも
 其多めあるべき歟又京の誓願寺も其本尊本ハ釋
 尊めて阿難と迦葉と我以て脇士となするを何項
 う取り除けて釋尊を彌陀に仕替へたるは其
 項の狂歌も釋迦不祥阿彌陀の家をとらぬを阿
 ん笑止や何とかせよと讀みて立てたるよ古記
 み誌されしも亦其一例あるべし又印相とい佛の御
 指を種々結びて以て各其所證を表するもの
 なり○鴈字とい伽藍の別名あり西域記の九昔昔
 天竺に比丘あり淨肉を須也或時中食ふ當て食を求

るみ之を獲ず會一群の鴈の飛び翔るを見て件の比
 丘戯れみ鴈に向ひ彼菩薩鴈を指し我時み食を獲ざる
 を知りて彼肉を我と與へむやと言ひりぬれたら
 ずちみ一羽の鴈みづつ切ら落ち下りて命を殞ぬ時
 小衆比丘相與み語らく我徒の淨肉を須ゆるは固其
 よろしき処み何れ宜く先執を改めて正道み徒ひ
 以て佛意みかあふべし此鴈今みづら死を示して
 以て我徒を誡むるものあらめ宜く其厚德を旌して
 永く後代に傳ふべし此鴈を瘞めてそのが上
 み塔を建てたるは是鴈塔の故事あり
 西域記に出す○鴈王とい佛の異稱なり手足の網縵
 あるを白鵝の如きを以て三十二相の中の一相也即

ち涅槃經ねはんぎやうみ如来にがひ往昔むしやう四攝ししやく法ぽうを修しゆし布施。愛語。擧行。同。
ふ衆生しゆじやうと撰せん取しゆし事。こまふ此こゝ善ぜん因いんみ酬ちゆうひて指さしの網あみ縵まを
る是これ也なり鵝か王わうの如ごとくあるとを得える事。得える事。得える事。得える事。得える事。得える事。
る是也これなり鵝王かおうの如くあるとを得る事。得る事。得る事。得る事。得る事。得る事。
の間の合あ縵ま俗しやくひると事。ひると事。ひると事。ひると事。ひると事。ひると事。
の法の華け經ぎやうを以もつて即すなはち慈じ覺かく大師だいし初はつめ事。但ただ法ぽう華けを信しんト事。觀くわん
山の北きた澗かんみ於おて石せき墨ぼく草そう筆ひつを以もつて妙めう法ぽう華けを書かふ且かつ四し
種しゆ三さん味まいを修しゆし事。於おて石せき墨ぼく草そう筆ひつを以もつて妙めう法ぽう華けを書かふ且かつ四し
を以もつて小せう塔たつみ藏ざうめ事。一いつ庵あんを締しぢんで如ごとく法ぽう堂だうと名なけ事。さ事。ま
ふ其その菴あむの今いまの首しゆ楞らう嚴げん院いん也なり天てん下か之のみ則すなはち法ぽう華けを書かふ
もをも皆みな如ごとく法ぽう經ぎやうと號ごうす事ことの元げん亨かう釋しやく書しよ大師だいしの本ほん傳でんみ

詳しやうあり大師だいしより然しか公こうみ臻しんる事。殆たいてど四し百年ひゃくねんみ幾いく一いつ
故ゆゑみ四し百ひゃく餘じゆ回かいの如ごとく法ぽう經ぎやうと何なにをせ事。なり○然しか公こう存ぞん
生せいみ既すでに法ぽう華けの如ごとく法ぽう經ぎやうを改かめて淨じやう土ど三さん部ぶ經ぎやうの如ごとく法ぽう
經ぎやうを始はじめりね事。と法ぽう然ぜん傳でんの二にみ見みゆ即すなはち後ご白はく河が
法ぽう皇わうの十じゆ三さん年ねんの御おん忌ぎの時とき蓮れん華わ王わう院いんみ事。て淨じやう土どの三さん
部ぶ經ぎやうを書かき寫しやせりね事。て懇こんみ御おん菩ぼ提だいをバ訪ほうひ申まをされり
るが其その次じ第だい一いつみ法ぽう華けの如ごとく法ぽう經ぎやう書しよ寫しやの法ぽう式しやくみ准じゆんり
れり其その後ご三さん部ぶ經ぎやうを如ごとく法ぽうみ書かき寫しやふて追つひ福ふくを修しゆす
と此この時ときより始はじめれりとあん委いく事。傳でんの如ごとく○誠じやう諦たいの
禁きん言げんとの誠じやうとの忠ちゆう誠じやうみて欺あやま事。ら事。ざる事。を以もつて諦たいとの
審しん實じやくみて虚こゝろ志しら事。ざる事。を以もつて法ぽう華けみ云いふ如ごとく来ら誠じやう
諦たいの語ごと是これ也なり禁きん言げんとの前まへの法ぽう華けの謗ぼう法ぽう隨じゆい獄ごくと涅槃ねはん

の禁施断命の禁誡を指し玉ふなり又愚侶とい然公
の門徒を指し麤語とい選擇を指したまふなり○文
の意の法華涅槃の二經は是同一醍醐の法ありて一
代五時の肝心あれば其謗法断禁の制の實ふあれ重
しとす誰れ歸仰して堅く之を守らざるものあらん
や而も謗法のやうらゐの之を守らざる者正法の行人
を打ちすて阿まぐさく法然が選擇したるがさされ
て弥愚癡の迷を増しぬされば法然の遺體を慕ふて
之を木像ふ刻し又ハ畫像ふ認め妄説の選擇を信ト
て之を板ふ鏤め以て之を朝野海内ふ打ち弘め其信
仰する所の法然が家風ありて其布施する所の亦唯
法然が門弟をかりあり然る阿まぐさく釋迦佛を改めて

弥陀佛とあり藥師如來の伽藍を替て弥陀如來の道
場となし或ハ慈覺大師以來四百餘年傳來の法華の
如法經とハ淨經ふ易へ或ハ隋の開皇より以來万代
不易の大師講を廢して開祖善導の命講となしぬ是
の如きの群類其數多くして誠みのべ盡まがるとき所
あり是三寶毀破の怨敵み阿らずや抑此邪義の固選
擇ふ依て起る者そや嗟呼此徒の如來の禁言を
背て惡侶の妄語ふ隨ひぬるとハ悲らも亦哀れとあ
そハおぼやあれ早く天下の安らんと成福のら
須く先災難の根源ある謗法を嚴禁せよとなり以上
第七段此ふ畢る○次の第八段みして客ハ謗人を禁
ずるハ殺罪を犯すの嫌あると成難ト主人ハ謗法を

禁ト供施を止むるを以て斷命ふ代る旨を辨ぶるまふあり

客の曰く若し謗法の輩を斷し若し佛禁の違を絶んふ
ひ彼經文の如く斬罪ふ行ふ處き歎若し然らば殺害相
ひ加へん罪業何んが爲ん哉則ち大集經ふ云く頭を剃
る袈裟を著せば持戒及び毀戒をも天人彼を供養すべ
志則ち我を供養するふなんぬ是れ我子あればあり若
し彼を搦打きると有れば則ち爲れ我子を打つあり若
志彼を罵辱せば則ち爲れ我を毀辱するありと料り知
ぬ善惡を論せば是非を擇ぶと無く僧侶たるふ於て
供養を展ぶ可し何ぞ其子を打辱して忝あくも其父を
悲哀せしめんや

大集ハ月藏經法滅盡品の文也今煩りしきを避て唯
要句をのこ引き給へり○文の意ハ若し佛の禁誡ふ
違背せる謗人輩を斷絶せんふ仁者が今示し玉へ
る涅槃の經文の如く皆斬罪ふ行めて其命を斷つ可
きとにを處るか若し左阿らんめい殺害を加ふるま
めあてて罪業を造るとにを侍らずや則ち大集
經ふ佛誡めて言ひく凡僧侶ハ其持戒と破戒とをえ
らばすあて天人共ふ彼を供養せよ彼を供養するハ
即ち我を供養すると同し開ハ彼僧侶ハ悉く是我子
あるが故ぞ若し彼を搦ちはり又ハ罵り辱あむると
阿ねば取らるあ辱せず我身を打ち辱あむるに均き
ぞと陳べしとまへり此ふ依ねば都て僧侶たる者ハ其

善惡是非を論ぜば皆供養をせしめて然るべきこと
に侍るなれ設ひ謗法の者あればとて何とて佛の子
ある僧侶を打ち辱めめて勿体なくも其父ある釋迦
佛をバ悲しめまゐらすなむきぞや

彼竹杖の目連尊者を害せし也永く無間の底に沈み提
婆達多の蓮華比丘尼を殺せし也久く阿鼻の焰に咽ぶ
先證斯れ明かあり後昆最も恐有り謗法を誡むるも似
て既し禁言を破る此事信し難し如何が意得んや
竹杖の外道の名あり事の増一阿含經に云ふ出づ則ち目
連尊者が羅閱城中に入りて托鉢して坐す時目
杖外道遙み之を見て其輩と共に語りけるや
もいまよりさき佛弟子の來れるあを幸あれはめでや共

小彼奴を取て圍み打ち殺して除けんと相談頓み一
皮あてりまきバ不法も各石瓦をて尊者を散々打
ち殺して逃げ去りぬ尊者の既し痛く打れたまひて
肉も壞れ骨も碎けられ今いかにあく見へたまひ
らるが頓て神通を以て舍利弗尊者の許に到り余に
今將み此世を去んとするが故に來て御身に辭おひ
を申ありと言ひしに舍利弗の申さすまひらるに
阿那痛し御身の常し神通第一と稱へられあがり何
どく向み其害をバ避け給はざるや尊者の曰く
仰め侍まじも余過去に造りし罪業の深重あるも
報て此殺害を受るも侍ねば神通も須ゆるも及び
まへとす其かすまひる未來の大苦を免るべしと云

とつて反て悦ばしきと侍る去来御いと傳申べし
 とて遂に涅槃に入り給ふとある○提婆達多或時阿
 闍世王の所へ至り守門を取次を請て申されりふ
 も其方入て王に我來する由を白し上より守門即ち
 入て王に斯と言上ふ及びけねば王赫然として瞋り
 玉ひりるめん叔も惡き提婆は彼奴の既し我を賺
 して父王を害せしめり我の今彼が名を聞く
 とき猶ほまわしきにか彼と相見るとはあさん
 や早く彼をば追還すべし一足も門内へ入るとを聽
 ちあせせと厳しく捉まひりねば提婆はとく困却
 志みほり手て舉て頭を叩き切齒をあしめて門をふ
 らへ口を極めて罵るる時鬱波羅比丘尼は此處

華色尼王宮より出来り汝何ゆへに爾く佛法に向て
 大なる障礙を作すやと呵りりねば提婆之を聞て大
 小瞋り拳を堅めて華色尼を打ち殺しぬ然るに其身
 も亦此時大地裂て阿鼻地獄へ落ちしとある事ハ摩
 訶摩耶經の中へ出たり○書經に云く裕を後昆に垂
 ると註し諸を後生に垂るといへり則ち後昆に猶後
 世といふが如し○禁言といふ今客の引ける大集經を
 指すなり○文の意ハ彼竹杖及び提婆が佛弟子を殺
 害して永く無間の下底に苦みし如きハ誠し是阿
 きらかある先證めし後生の最も恐るる所し侍
 りずや然るに今仁者が仰の如くあるとて一往ハ
 謗法をば誠むるに似るれども實めし大集經の佛禁

と破却をもめていあきやと氣遣りれて信志も
事小侍るが此條如何が意得て然るるまや重ねて御
教示を被りたははべり

主人の曰く客明かふ經文を見て猶斯言を成す心の及
ばざる歎理の通ぜざる歎全く佛子と禁するめち非
唯偏ふ謗法を惡む也夫れ釋迦の以前の佛教ハ其罪を
斬るも雖ども能仁以後の經説ハ則ち其施を止む然ハ
則ち四海萬邦一切の四衆其惡ふ施さずあて皆此善ふ
歸せむ何ある難か並び起り何ある災か競ひ來らん矣
經文とて第七段み引きたまふ所の涅槃經の禁斷謗
法の文を指し給ふなり○全く佛子と禁するに非ず
とい正しく客の疑難と答へし備ふなり今夫れ客ハ

偶大集の文を引くといへども是わつらに其一を知
て未だ其二を知らざるなり何とあねは其謗法の罪
あきそのの持戒と破戒とを擇ばずあて之み供養す
べきとい今客の引きたる文の如くと雖ども若し其
謗法多しよ於て大集めも亦之戒禁とすべり即
ち第二段の中み引き玉へもが如き是あり之戒要
るに謗法者ハ則ち是佛敵めて佛弟子みあらず故
み其持戒と破戒とを論せず都て供養を止むべきか
り左れば教機時國抄み亦云く但し法華經を謗する
者や正像末の三時み亘て持戒の者をも無戒の者
とも破戒の者とも共み供養すべりし供養すれば
必ず國み三災七難起り供養せん者も必は無間大城

小墮つ可き也と宜く合せ拜まべし。○釋迦の梵語此
 みん能仁と翻す今梵漢並べ擧げ玉ふ者の唯文章を
 綺ひるまふはめて別ふ意義あるに何れか因み
 記す釋迦を能仁と翻す是姓也牟尼と寂黙と譯す是
 一字也佛の慈悲廣大に能く衆生を利益し
 給ふ故に能仁と稱し又智慧甚深にして能く真理を
 冥契するも故に寂黙と號するなり。○佛
 教といふも經說といふも共み涅槃を指し給ふなり
 以前といふ仙豫國王の謗法斷命の縁は是釋尊の往因
 の事あるが故に之を以前といひ以後といふ則ち迦葉
 菩薩も告て刀杖を持つと雖も命を斷ぜべしと説き
 と説き及び純陀も對して闡提の施を止めよと説き

玉へるも是今の釋尊が滅後の者へ御指南遊ばされ
 一者あるが故に以後と遊ばせる也。○文の意は客人
 汝の明かにお示せる涅槃の經文をば見あがら猶
 左様をるとを言ひ出るは是汝が心力の及ばざること
 道理に通ずることの能はざるが故あり我汝も語
 りしを全く佛弟子とば禁せよといふあり何れぞ唯
 専ら謗法をば誡むるもてあそめるなり苟くも謗法
 ぶふ犯さざれば設ひ破戒の比丘あることを之も供養
 を作す處きい勿論汝が言へり如くあれども若し
 謗法の科何ぞせよや持戒の者ありしを必ず嚴
 小禁む處きあそむ夫れ釋尊往因の時ある國王と生
 れて謗者の首とば斬りたすひるもかどを滅後の

者への垂誠あり唯其布施を止めて断命の之を制志
かき給ひぬ而るふ其布施を止めざるふ即ち是断
命の代へ給ふ也何とわれは施食施財は是其身命を
保持長養する者あればなり然バ則ち我國中の一切
四衆能く佛の垂誠を慎み謗法の惡侶も布施をもと
を止めて法華の一善も歸仰を作さざるんめ豈か
災難の競ひ起るてぬ事有る處なきとなり以上第
八段茲も畢る○次の第九段ありて客の疑を断して
信を生ぜざる旨を述べ主人の其歸伏を歎して謗法對
治を促さるゆあり

客則ち席を避け襟を刷て曰く佛教斯れ區ありて旨趣
窮め難し不審多端ありて理非明かあらば但し法然聖

人の選擇現在也諸佛諸經諸菩薩諸天等と以て捨閑閣
抛ふ載す其文顯然也茲も因て聖人國を去り善神所を
捨つ天下飢渴し世上疫病すと今主人廣く經文を引て
明かみ理非を示す故も妄執既も翻る耳目數明かあり
孝經の注も云く禮も問と有るるに席を避け起て
對ふと襟を刷ふと衣の衽を交るを以て是旅客信
伏ありて主人を尊敬せる白也○區といふ衆もも分つ
とを訓す則ち佛教の衆廣めて大小顯密權實等も
分類せるを以てなり○文の意は旅客今も既も全く
前非を悔ひるるが故も衣紋を搔ひ刷ひて行儀を正
し一段後も退却して主人を敬ひ偕言ひ出でるるや
ハ佛教の廣大ありて其旨深妙あれば愚凡の如きも

中々不審のこ多端あて未ご容易ふ明めえざる處
み侍り左りあがら然公の選擇ハ今現み見る処
て此中み一切の三寶をバ捨閑閣拋せられ志とハ文
ふ在て顯然なる事み侍る必竟茲選擇み因て飢疫等
の起り由ハ今主人の廣く經文と引て明の示
玉ひみ依て先の妄執も既み翻り侍るとなり
所詮國土泰平天下安穩ハ一人より萬民み至るほで好
する所也樂ふ所也早く一闡提の施を止めて永く衆僧
尼の供を致し佛海の白浪を收め法山の緑林を截らバ
世ハ義農の世と成り國ハ唐虞の國と爲らん然あて後
ふ法水の淺深と斟酌志佛家の棟梁と崇重せん矣
佛海法山ハ以て實大乘の深廣高遠あるも譬るなり

白浪緑林ハ共み盜賊の異稱也以て然公の師徒み比
志以て彼聖道門の人と群賊み喻へるも翻對志給
ふある也然公既み主師親三徳有縁の釋尊み背き
一切の三寶を蔑志一切聖道門の人と群賊と喚び惡
獸と罵るも志佛門の怨賊み何らすや白浪とハ即
ち白波の事あるべし賊の住みたる所也後漢書の董
卓の傳み云く初め靈帝の末み黄巾の餘黨郭太等復
西河の白波谷より起り轉じて太原名地み寇す遂み河
東を破り百姓三輔名地み流轉を號志白波の賊とな
す衆十萬餘卓中郎將の牛輔と云ふを遣志之を擊
と志む是より白波を以て盜賊の異稱とせる歟又
歌道めても白波を以て盜人の通名とせるが如し其

歌ハ皆人の知る處あるが故み之を略す又緑林ハ盜賊の籠れる山の名あり即ち前漢の末み賊の黨を結ぶ者八千緑林山み聚る焚崇ある者王莽を攻むるとみ賊徒王氏み與て三万人み至りしが王莽が兵み濫するを忌で皆其眉を赤く染て之を分ち之を赤眉の賊といふ後漢の光武帝其臣馮異を遣て之を討伐せし名する是よりあて緑林を盜賊の異名とあす○羲農ハ伏羲神農也太昊伏羲氏風姓あり燧人氏み代て王となる蛇身人首めして聖徳有り始めて八卦を畫志書契を造り以て結繩の政み代也卦の政み代也未古の禮制一網罟を結で佃漁するを教也儀牲を養

あり庖厨み充つ故み庖犧と曰ふ陳み都す炎帝神農氏姜姓あり人身牛首風姓み繼で立つ木を斲て耜と為り木を揉て耒と為り始めて農耕を教へ又百草を嘗て始て鑿藥を教ゆ又人み市を開て交易するを代教由亦陳み都し後み曲阜み徙る○唐虞ハ唐堯虞舜也帝堯唐陶氏堯初め唐侯とある後陶氏と云ふ姓ハ伊祁帝馨の子也其仁天の如く其神の如し之み就くといふ日の如く之を望むといふ雲の如し平陽み都す在位九十餘年位を帝舜み譲る帝舜有虞氏舜の地よ有虞氏と云ふ姚姓あり名ハ重華といふ帝顓頊六世の孫あり父を瞽瞍といふ瞽瞍後妻の子を愛して常み舜を殺さんと欲す舜能く避て孝悌の道を盡す嘗

て歷山れきざんふ畊かうすふ民たみ皆みな畔はたと讓ゆづる雷澤らいざくふ漁うしするふ人ひと皆みな居きと讓ゆづる河濱かうひんふ陶たうづくくすするに河濱かうひんの陶器たうき皆みな苦窳くやうす舜しんの居かる所ところ一いち年ねんめめて聚あはれ成なふ二年にねんめめて邑ちやくと成なふ三年さんねんめめて都とを成なす帝堯ていぎやう舜しんが聰明ちゆうめいああるを聞きて之これを舉あげ遂ついふ天下てんかを讓ゆづる舜しん在位ざいゐ五十年ごじゆねんめめて位ゐを禹うふ讓ゆづる○佛法ぶつぽうハ能よく煩惱ぼんごうの垢あかを淨きめ惡業あくごふの火ひを消けす故ゆゑふ法水ほふすゐとといふ中なかふ於おて法華ほふけを以もつて第一だいいちとあす則すなはち藥王品やくわうひんふ諸水しよすゐの中なかふ海うみを第一だいいちと為なすが如ごとく此法華經このほふけきやうと亦また諸佛しよぶつの經中きやうちゆうふ於おて最もとも為なれ深大しんたいなりと説とき給たまへる是これなり○文ぶんの意いハ所詮しよせん天下泰平てんかたいへいハ上下萬民じやうげばんみんの好志樂かうしやくふ所ところふ侍まつれば早はやく謗法ぼうぽう闡提せんたいの徒たふ施せをを止とめて永とこく正法しやうぽうの僧尼しゆんにふ供養くきやうを致いたさ

ん斯これくくて佛法ぶつぽうの怨賊おんそくを收とへて其命そのいのちを截きつふ至いたるバ世間せけん太平たいへいめめて國土安穩こくつあんゑんあると古ふるの三皇五帝さんかうごていの時ときふ於おるが如ごとくああらん斯これくくて後のちふ佛法ぶつぽうの淺深せんしんを斟酌しやくしやく佛家ぶつがの棟梁とうりやうたる者ものを選えんで以もつて之これを崇重しゆじゆう志しをべらんとななり此二句このふたご益えき幕府まくふふ勸すすめて暗くらみ諸宗しよしゆうと對たい凌りやうせんせんと成な催もよほ促せまああたまたまへる者ものああるづ

主人しゆじん悦よろこんで曰いく鳩化きうけああて鷹たかと為なり雀變せきへんトトて蛤かきと為なる悦よろこばし哉や汝蘭室にょらんしつの友ともふ交まつて麻畝ましの性しやうと成なる誠まことふ其その難なんを顧かへみ専せんら此言このことばを信まぜバ風和ふうわ浪静なみしづかめめて不日ふじつふ豊年ゆゆねんああらん耳みみ但ただ一人ひとりの心こころハ時ときふ隨したがつて移うつり物ものの性しやうハ境きやうみ依よて改かまるる譬たとへ猶水中なほすゐちゆうの月つきの波なみふ動うき陣前じんぜんの軍いくさの劍けんふ靡なららがおどど汝當座にょたうざハ信まずと雖いへへと後のち定さだめて永とこ

く忘まん若し先國土を安んじて現當を祈らんと欲せば速し情慮を回らし恣で對治を加へよ

禮記の仲春の鷹化して鳩と爲り仲秋の鳩化して鷹と爲り季秋の雀大水入て蛤と爲る等といひり今

借て以て變化の義を喻へしまふあり○麻畝の性とハ性分の端直ふをさし比まふあり荀子に蓬

麻の中を生むれば扶けざれども自から直しといひり○風和ぎ波静あるは太平の相也○文の意は主人

旅客の既し歸伏せしを以て悦で曰ひりる汝既し我し値て其性を改む之を褒むるに猶あほ有り汝

誠し世の災難を憂ひ偏し我言を信ぜると然れども人のめいて日ありず豊年となるべきのこと然れども人の

心の時し隨ひ境し依て移り替ると之を譬は猶水月の波し隨て動き前陣の劍の勢し依て靡しが如きあり

ひあねば汝その座めし我言を信ぜしといひて後めし定めてわまねしつるあしなまや若し先國を

安んじて現當二世の災禍を祈らんと欲せばすみやりみ情を法華し回らし急し對治を謗法し加へよと也

所以者何ん藥師經七難の内五難忽し起て二難猶殘れり所以他國侵逼の難自界叛逆の難也大集經の三災の内

二災早く顯れ一災未だ起らば所以兵革の災也金光明經の内種々の災禍一一し起ると雖ども他方の怨賊

國內を侵掠する此災未だ露れず此難未だ來らば仁王經七難の内六難今盛めし一難未だ現ぜず所以四方

の賊來て國を侵す難也。あつものゝあつべ國土亂れん時
 の先鬼神亂る鬼神亂る故ふ萬民亂ると今此文み就て
 具ふ事の情と案さるに百鬼早く亂れ萬民多く亾びぬ
 先難是れ明かふ後災何を疑はん若し殘る所の難惡法
 の科み依て竝び起り競ひ來る其時何んが爲ん哉
 帝王の國家を基として天下を治え人臣の田園を領志
 て世上を保つ而るに他方の賊來て其國を侵逼し自界
 叛逆あて其地を掠領せば豈驚かざらん哉豈騷がざらん
 哉國を失ひ家を滅さば何の處みか世を遁ねん汝須
 く一身の安堵を思つ先四表に靜謐を禱るる者歟
 此より下の現當二世の災禍を祈禳まづまを成明し
 給ふ中今の先現世を釋まづまも也故み復び第二段

ふ引證志給ひする四經の文を提舉げ未崩の五難と
 掲げ出きて以て謗法對治を促さるはなり五難と
 一藥師經の二難大集經の一災金光明經の一災仁王
 經の一難合きて五難也五難といふと雖ども實み
 唯二難也二難といふ一自界叛逆難二他國侵
 逼難是也何とたねば大集の兵革災ハ自叛他逼の二
 通ト金光明の他方の怨賊國內を侵し掠むると仁
 王の四方の賊來て國を侵すといふ共み是他國侵逼の
 難あるが故也且夫れ此段ハ吾祖一化の大事ありて
 其自此書を賛きて白樂天の樂府みも越へ佛の未來
 記み劣らばと曰ふ意正しく此み在る也謹で拜讀を
 べきんあそ○先難といふ已み起る諸難を以て後災

とら未崩の自叛と他逼とを謂ふ也○惡法とら選擇
 と指す也○安堵とら安然とて牆堵の遷動ざるが
 如きといふ即ち落着ことなり四表の猶四方といふ
 が如し○文の意の所謂現世の災難とら上み引て示
 志とら藥師等の四經み説き給へる諸難の内幸め
 て未ど起らざる者ハ自叛他逼の二難なり然るに仁
 王經の國土亂まん時ハ先鬼神亂る等の文み就て具
 み打ち案とりるに今ハ百鬼も亂れ入て天變地天飢
 饉疫癘等の種々の障礙を作志為み萬民を多く死志
 込びぬれお此先難の既み明かありとて以後災の
 必定何とらわらざるべきと誠知るべし若し其自叛他逼の
 二難選擇謗法の科み依て茲び起るとらば時み何

みせんとするや抑君臣ハ國土を治むるを以て其務
 とする者なれ而る今自叛他逼の難起て其國を侵
 一其地を掠むるが如きとらば豈おど後きめあり
 むべきとら何とらばや且已み國家を失ひあは將し何
 れの處めか世と遁まんや故み汝一身の安堵と思ハ
 ば先速み謗法を對治して以て國家の安靜を禱るべ
 一若し事緩急ある時ハ二難踵を回らさずあて以て
 る處まざるなり

就中人の世み在る各後生を恐る是を以て或ハ邪教を
 信ト或ハ謗法を貴む各是非み迷み成惡むと雖ども猶
 佛法み歸きとら哀む何ぞ同く信心の力を以てせば
 妄み邪義の詞と宗はんや若し執心翻らす亦曲意猶存

せば早く有為の郷を辭して必ず無間の獄に墮せん
 此より當來と釋志とまゝあり現世の災難當來の
 墮獄何れも恐る處と雖ども當來を以て最も恐る
 べしとあす故に中ん就と遊ばせし也○有為の郷と
 は娑婆のとも俱舎論に云く為とん作也此有為の法
 は衆縁造作す故に為と名く彼為と有すると有為と
 名くと即ち娑婆三界の法の皆是因縁の寄合めて成
 立する者あれば一も常住あるもの何となく之を
 譬は夢幻の如く又泡の如く影の如く故に有為とも
 亦は無常とて以ふなり○文の意は二世とていつい
 へども取分け後生ある人の恐る處あれば是を以
 て知らぬとていついひあがら或は邪教を信じて墮獄

を免さんと欲ふ或は謗法を貴んで佛果を期せんと
 欲ふぬ其佛法の是非を別とせざるは是惡げあれば
 猶佛法に歸依せる志の殊勝あるといひは處然る
 に同く佛法に歸するなるべし何を妄に謗法邪義を信
 ずるや此にみして猶未來の苦を免さんと物をとる
 か何ぞ世人の淺略あるや且汝若し我教に従ひざり
 て猶強情を構ゆると何と露命をひあく去て必に
 無間を墮落せん其證據の次は經文を引ておめすが
 おととたわ
 所以者何ん大集經に云く若し國王有て無量世に於て
 施戒慧を修すことを我法に滅せんと見て捨て擁護せず
 んは是の如く種る所の無量の善根悉く皆滅失せん乃

至其王久あうらず志て當み重病み遇ふべし壽終の後
大地獄の中み生ぜん王の夫人太子大臣城主村師郡主
宰官の如きも亦復此の如くあらん

以下廣く謗法隨獄の文證を引き給ふ也然るに此文
前み己み之を引き給へり今復重ねて引きたまふ者
ハ蓋前ハ以て善神謗法を惡で上天一國家將み喪び

んとよむとを證し今ハ以て謗法隨獄を證し玉ふ也
故み現世亡國の文を略して乃至と遊ハせしあり餘
ハ前み註きまが如し

仁王經み云く人佛教を壞せば復し孝子無く六親不和
はして天神も祐けず疾疫惡鬼日み來て侵害し災怪首
尾し連禍縱横志死して地獄餓鬼畜生み入り若し出て

人と為らば兵奴の果報あらん響の如く影の如く人の
夜書らみ火ハ滅されども字ハ存まが如く三界の果
報も亦復是の如し

此ハ仁王囑累品の文みし正法を破壊まが故み
具み現生後の惡報と感むることを明し給へる者也章
安大師の疏み云く六親とハ父母兄弟夫妻を謂ふ喻

み三阿り初の二ハ現報み喻へ後の一ハ生後報に喻
みる也と即ち謗法の惡業み因て惡子を生下家内睦
あうらば天神も祐け玉らば病み打ち卧志物み崇ら

れ惡事災難の連るみ打ち續く等ハ是現在み受る所
の業あらが故み順現業といふ而志て此業果の觀面
み報あらハ響の聲み應ト影の形み隨ふが如きなり

首尾とん始終といふも同ト災難の絶へざるを謂ふ
縦横とらわてよふと訓す即ち年々禍ふ遇ふ之と縦
といひ方々皆惡ある之を横といふあり又死志ての
後み三惡道へ落るん是次の生み受る所の業あるが
故み順次生業といひ三惡道より出て人と生るれば
兵奴の如き下郎とるん是三生已後み受る所の業
あるが故み順後業といふ而て此生後の二報の之
を譬バ夜書らふ火の消るを字の残るが如く設ひ消
へ易き身の死きもとを其罪の滅せずあて必む生を
隔て其報を感ざるなり兵奴といひ兵糧矢玉等を運ぶ
雜兵原をいふなり

法華經第二み云く若し人信ぜずあて此經を毀謗せば

乃至其人命終あて阿鼻獄み入んと又同く第七の卷不
輕品み云く千劫阿鼻地獄み於て大苦惱を受く

重ねて法華を出して謗罪墮獄を證あてざるなり二
文見易し註釋み及ばず

涅槃經み云く善友を遠離し正法を聞かば惡法み住せ
ば是因縁の故み沈没して阿鼻地獄み在て受る所の身

形縦横八萬四千由延あらん

此ハ迦葉品の文を取意して引き玉ふ也南本ハ三十
二北本ハ三十五み出づ○善友といひ是善知識也知識

み三有り一み外護の知識衣食等の所須の物を施與
あて乏き所ありとあて以て佛道を行ぜしむ二めを
同行の知識同く共み佛道を行ト更み相勵まし相扶

け心を同ふし志を齊あまると一船に乗るが如くす
 三めを教授の知識善く巧み法を説て示教利喜せし
 む○由延とい梵語此めを限量といふ一由延の限量
 或は十六里といひ又は四十里といふ○文の意は
 善知識を遠離り正法を捨て悪法に依るとなり其罪
 小由て無間小沈没とて縦横八萬四千由延の身を受
 て地獄小満つべしとなり○無間小五義あり一めを
 趣果無間趣果といは墮獄とて無間とて隔なきとを
 り諸の衆生男女長幼天龍神鬼等を隔つるとなく苟
 めを罪業何をもそのに此中小落つ故小趣果無間と名
 く二めは受苦無間此中小落る者ハ劍山刀樹鑊湯鐵
 炭洋銅鐵汁等を以て備ふ諸苦を受けて休むとな故

小受苦無間と名く三めは時節無間諸の衆生の此中
 小在る者ハ劫を経て苦を受る小時とて歌むとな
 一故小時節無間と名く四めハ壽命無間一度此獄小
 入れハ初め落ちし時より百千萬劫小至るまで一日
 一夜の間小萬死萬生とて苦を受ると間なき故小壽
 命無間と名く五めハ身形無間此地獄ハ縦横各八萬
 由旬ありと由旬由延此中於て苦を受る小一人の身
 も中満ち多人の身も亦中満つ故小身形無間と
 名くる也又劫とい梵語此小時といふ劫ハ大中小の
 三あり一増一減とて人壽八萬歳ある時百年おとふ
 一歳づつを減して遂小十歳小至るを一減とて十歳
 より復百年めどふ一歳づつを増て本の定命八萬歳

小至るを一増と一之を一小劫と名く又此の如く二
十度増減をもと一中劫と名け八十度増減をもと一
大劫と名くるなり

廣く衆經を披きたるに専ら謗法を重志とす悲い哉皆
正法の門を出て深く邪法の獄み入ると愚かある矣各
惡教の網み懸て鎮つみ謗教の網み纏つると此朦霧の
迷み依て彼盛焰の底み沈む豈愁へざらん哉豈苦しか
らざらん哉

文の意を上来廣く四經の文を披きみる何れも皆
謗法罪の深重あるよと説きたるひね然るを世人
ハ皆法華正法の門を出て權教邪法の獄み歸するん
はと悲きとかならんや又選擇の邪網み懸て謗法の

網中ふ纏わねて出るこの能りざるの特ふおろかあ
るあとならずや若し此迷霧を開かざれば必ず無間
の底すみとならん阿那愁わしく又苦しくや
汝早く信仰の寸心を改めて速に實乗の一善に歸せよ
然バ則ち三界の皆佛國也佛國其れ衰へん哉十方悉く
寶土也寶土何を壞まん哉國に衰微無く土に破壊無ん
ば身は是れ安全めして心は是れ禪定あるん此詞此言
信す可く崇む可也矣

此段正しく立正安國の名義を陳て以て謗法對治の
催促を結びしゆふなり故に尤も尊信して拜讀すべ
也○寸心と心とのとなり文句の補註云く俗説は
人の心の藏唯方一寸と○實乗一善は皆法華經を指

すなり ○文の意ハ汝早く信仰の心を改めて實善の
 法華に歸せよ苟一然らんみと所謂法妙あるが故に
 人貴く人貴きが故に處尊き道理ありて縦みを三界
 皆佛國と變ト横みハ十方悉く寶土と作る三界十方
 既に通じて一佛寶土と方々なる豈か三災疾疫兵饑の
 小の三災火災水災風災之と大の三災疫疾兵饑と
 成住の患火災水災風災之や依報の國土既破衰あらんバ
 變空の患火災水災風災之や依報の國土既破衰あらんバ
 正報の身も亦安穩ありて心も亦隨て禪定あるべし
 あれ即ち依正不二色心一如の妙理ありて敢て疑を
 容るる處なきに何ぞ故に此國安く土静かある詞と身
 全く心定かある言とハ必ず信じて崇むべきを而志
 て又彼亡國衰世の謗法めを急で對治を加ふべし是

萬方の祈を修するめを遥かほる余の息災
安國の妙術とい則ち是れあん阿るけりぞあり
上第九段全く終る○次の第十段にて旅客既み全
く信伏して謗法を對治し以て現當二世の素懷を達
すべきありと誓へるなり

客の曰く今生後生誰か慎まざらん誰か恐れざらん此
經文を披て具み佛語を承わらば誹謗の科至て重く毀
法の罪誠み濼し我一佛を信して諸佛を抛ち三部經を
仰で諸經を閣ねば是れ私曲の思ひ非ば則ち先達の
詞み隨ひあり十方の諸人も亦復是の如くありべし
今生めん性心を勞志來生めん阿鼻み隨せん文明か
み理詳かなり疑み愈るるば彌貴公の慈誨を仰で益愚

客の癡心を開り速に對治を回し早く泰平を致し
先生前を安んじ更にお没後を扶ぐらん唯我信ずるの
み非ず又他の誤を誡めん耳

此の一篇總結の文也○此經文と上引證の諸經
と指し誹謗等とを選擇を指す○先達と浄土の諸
祖を指す也○今世と々金光明大集薬師仁王等の諸
經を説き給へる現世の諸難を以て來生と次上小
引き給へる法華涅槃等の未來の隨獄を以て也○文
の意は旅客全く前來の慈訓を領解して曰く今生の
安穩ありざるは後生の惡處に隨せんとい誰の人か
慎み恐れをなさんや今主人の指教ありはひこ
る諸經の文を打ち披いてつむらふ佛語を承わす侍

るに選擇の如きは謗法の書めて其罪科誠み深重
あるもそのもづる左るを僕かろわめて此書ふとば
かたれ徒ふ彌陀一佛と信して諸佛を抛ち浄土三部
經を仰て諸經を閣きもづりぬ併あぐら是僕一己の
思慮めん何とぞ乃ち浄土諸祖の教ふ誤られもなり
あなり唯僕一人のこめ何とぞ十方の諸人も亦同
く誤られもづりぬ之も依て今生も神聖の怒も觸
れ天變地天飢疫等の災難も罹りて痛く性心を勞へ
し又此はくめてうちすぎはづらんめも更も自叛他
逼あんどはかそ海も大難の競ひ起るも承て
侍れはわかをかりかおと海おれて更も心も安堵
もづらばあうはみならび未來めも亦三寶誹謗の科

小依て阿鼻焦熱の熾熾ふ苦痛んと經文といひ主人の
 慈訓といひ共共ふ明明かめて且詳詳かふはげねば敢て
 疑疑ふ處處きみ何何ららず僕若若し尊者尊者み値値ひますつらざるを
 遂遂み現當二世現當二世の苦患苦患を免免れざる處處かりし幸幸ふ
 あり尊者尊者の慈誨慈誨を辱辱ありし愚客愚客の癡心癡心を開開きは
 ぶりぬ何何の喜喜か之之み過過ぎ侍侍らんや依依て尊者尊者の指教指教
 小隨隨ひ速速ふ謗法謗法對治對治の策策を回回ららし天下天下泰平泰平の祥祥と
 致致して以以て現當二世現當二世の大願大願を満足満足せ給給くわす唯
 愚客愚客むむとを信信むるののもあらず又兼又兼て十方十方の諸人諸人と
 誡誡めてそれが誤誤を正正しむべしんのみ猶猶此此後後とを折折
 と以以て慈教慈教と垂垂れ給給はんを冀冀ふ所所み侍侍ると也也

文應元年文應元年 太歲太歲 七月七月 之之を勸勸ふ

文應の 人玉八十九代龜山天皇の御治世
て吾祖御壽三十九歳の御時也因ふ云く此書ハ
吾祖大士遠鑑未萌の一策ありて一宗創立の大
本あるを以て已ふ公廳へ獻お給ふの後更ふ數
本と書して弟子檀那の方々へ賜ひしが故ふ今
世間み存在せざる御直書すら已ふ三四本も何
よゝあれば從て御直書中みと亦彼と此と多少
文字の増減あれと何とせず而るに設ひ文字
み増減ありといへばと義意あり更ふ異ありと
あふ故み且一本み依て文字み拘りてとなく宜
く意義を迎て拜翫すべきなり

立正安國論和註下終

明治廿四年第六月廿日 印刷
同 年第七月十日 出版

定價二十五錢

版權所有

註釋者

谷海淑

東京市芝區白金町五百七十三番地
同居

校閱者

本間海解

東京市芝區白金町五百七十三番地

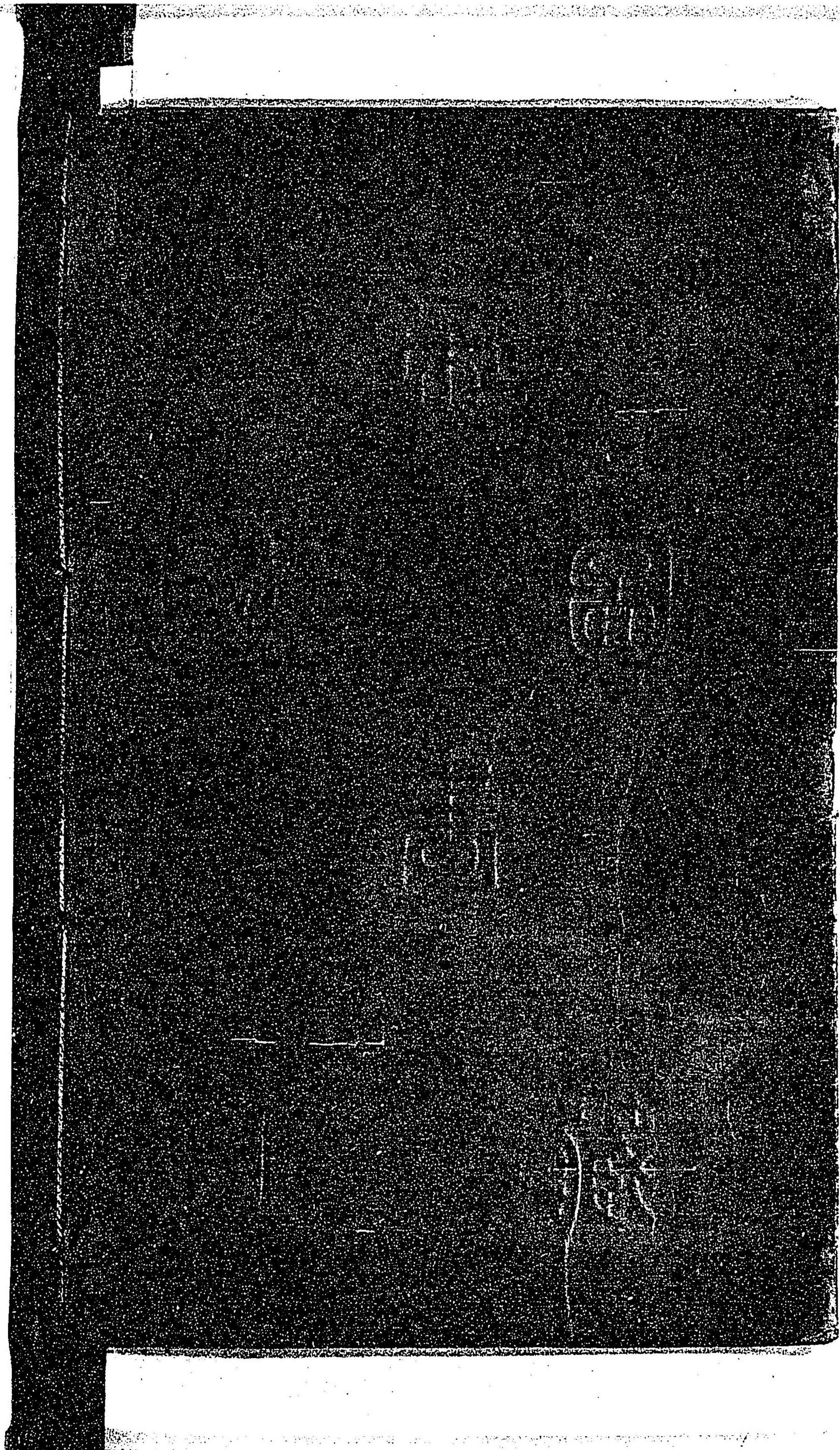
印發行兼
印刷者

北畠茂兵衛

東京市日本橋區通壹丁目十五番地

2
4
75

2
75



立正安國論和註

下